

小林市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

小林市証人等の実費弁償に関する条例（平成 18 年小林市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 100 条第 1 項」を「第 100 条第 1 項後段」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

- (3) 法第 109 条第 5 項において準用する法第 115 条の 2 第 1 項の規定により常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の公聴会に参加した者
- (4) 法第 109 条第 5 項において準用する法第 115 条の 2 第 2 項の規定により常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて出頭した参考人

第 2 条中第 9 号を第 11 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 法第 115 条の 2 第 1 項の規定により議会の公聴会に参加した者
- (6) 法第 115 条の 2 第 2 項の規定により議会の要求に応じて出頭した参考人

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。